

# 文部時報

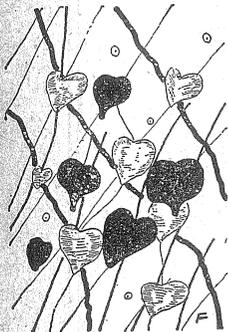
第1113号

昭和45年4月

\* 特集 昭和45年度文教行政の展望 \*

昭和45年度文教行政の展望	安嶋 彌	2
大臣官房の企画調査事務	西田 龜久夫	8
初等中等教育の改善充実	説田 三郎	14
高等教育の整備充実	清水 成之	23
学術研究の推進	渋谷 敬三	30
健康・体力の増進と体育局予算	西村 勝己	38
社会教育の振興	鹿海 信也	45
私学の振興	三角 哲生	52
文教施設整備計画	菅野 誠	62
ユネスコ活動の振興	広長 敬太郎	67
文化行政の展望	石川 二郎 土生 武則 金田 智成 篠沢 公平	73
<hr/>		
文部省所管昭和45年度予算額重要事項別表		84
昭和44年文教行政の回顧	編集部	86
文部省重要通達一覧		95

表紙 篠ヶ谷克己 カット 須貝夫早子



## 文化行政の展望

はじめに

文化庁の昭和四十五年度予算は、六八億五、六〇〇万円で、四十四年度にくらべると、予算額にして一二億六、五〇〇万円、比率にして二二・六％の増である。国の予算の伸び率が一七・九％であること、文部省予算全体の伸び率が一三・七％であることを見ると、その伸び率は相当に高い率である。もっとも、基礎になる額が少額の時は、些かの額の増加でも、伸び率として高くなるものではあるが、それにせよ昨年の一〇・六％にくらべればはるかに高い率であり、これは文化行政の重要性に対する認識がようやく各方面に高まって来た結果によるものと、私どもは喜んでいる。

すなわち、わが国においては、ここ十数年来の経済成長によって、都市化、工業化が大いに進み物質面においては著しく充実し、社会生活は急激に変貌して来ているが、その反面、各種の公害の発

生、交通事故の増加、歴史的風土あるいは自然美の破壊というような現象も急速にあらわれ、経済の繁栄がかえって人間生活をおびやかすに至るとともに、国民の精神面においても、疎外、断絶、頹廃というような人間性無視の傾向も顕著となり、人々はあらためて経済成長の根元的意義を問い、正すとともに、国民が生活にうるおいを持ち、心を豊かにして、人間性豊かな創造的生活を営みうるようにすることの必要を感じて来ている。

このような認識に立つ時、文化の振興は、教育、学術の振興とともに、きわめて重要なことと考えられる。

文化庁の四十五年度予算は、総額にしては文部省全体予算の一％にもたらず、教育・学術にくらべて見る時はその比重はなほだ少額ではあるが、私ども文化庁の一同は四十五年度における伸び率の増加は、上述のような事態に当面しての文化行政の重要性が認められた結果と考え、大いに文化行政の充実発展を期したいと考えている。

文化庁の予算は、芸術文化の振興、文化財保護の推進、国際文化交流の三つが大きな柱になる。

四十五年度予算においては、最近の開発工事等の急激な進展とからんで、史跡等の保護が地方の重要な課題となっていることを反映して史跡等の土地の買上補助が大巾に拡充され、概して文化財保護関係の予算の伸びが顕著であったが、文化庁としては、歴史的な文化財保護の問題は、単に従来の文化遺産を後世に伝えるにとどまるものではなく、同時にこれらの歴史的な文化財を新しい文化振興の基礎とすべきものであるという基本的考え方に立って予算の確保に努めるとともに、文化行政の運用に当たっても、文化財保護と新しい芸術文化の振興とをじゅうぶんに関連してとらえるように努力するつもりである。以下、三つの柱について、予算に即して、四十五年度の事業計画を説明したい。

(長官官房庶務課長 石川二郎)

## 芸術文化の振興

昭和四十三年六月、文化庁の発足に際し、当面の重点施策を表明したが、その施策のうち、芸術文化については、(一) 芸術文化の振興と普及として、芸術祭の刷新充実、芸術関係団体助成、新人芸術家の開発育成、(二) 地方芸術文化の振興として、地方芸術文化の推進、地方文化施設の整備、(三) 著作権制度の改正、(四) 国語施策の改善、(五) 国立美術館の整備、フィルムセンターの設置などの諸項

### (8) 芸術文化関係団体の補助金の増額

(4) 国立美術館の美術作品購入費の増額および東京国立近代美術館フィルムセンターの整備充実

などが挙げられるが、以下重点事項を中心に新年度の予算を展望したい。

#### 一 芸術祭の充実

昭和二十一年以降毎年国の芸術行事として実施している芸術祭は、新年度第二十五回を迎えるが、この芸術祭は、四十四年度に予算を大巾に増額して、内容を刷新充実して芸術の祭典としての性格を更に一層明確にした。新年度も、前年度同様三、七〇四万円を計上し、中央においては芸術祭祝典を行なうほか、オペラ・バレエ・演劇・音楽・舞踊等の主催公演を集中的に実施するとともに、地方公演として、中央公演のうち三種目を選んで地方都市に巡回公演を実施する。

#### 二 地方芸術文化の振興

地方芸術文化の振興は、文化庁の当面する重点施策のうちでも特に力を注いでいるものである。わが国における芸術文化活動は、中央偏重のきらいがあり、中央と地方との格差が著しい。また地方相互間においても同様なことがいえる。この是正のためには、地方住民に対しても同様な機会を提供するとともに、地方にそれぞれ特色のある文化が発展する基盤を醸成し、地方における芸術文化活動の活性化を図るよう、国としてもできるだけだけの努力をしなければならない。このための具体的な措置として、昭和四十

目

これらの諸施策が実際に予算に反映されたのは文化庁の設置をみた翌年の昭和四十四年度予算からで、この年度には芸術祭の予算を平年度の三倍に増額して内容も刷新充実し、また地方文化の振興のために、特に意を払い地方芸術文化振興会議の開催、地方芸術文化活動費補助の増額、芸術祭地方公演及び青少年芸術劇場の開催回数が増えるなど、諸施策の充実をはかった。

昭和四十五年度の予算要求にあたっては、前年度の諸施策を更に充実強化することをねらいとし、特に既存の事業で前年度に充実を期し得なかったものに力を注ぎ、その増額をはかった。この意味で、新年度の予算は、特に目新しいものを追うという方向をとらず、地道で堅実な予算となっている。

文化部の昭和四十五年度の予算は、総額四億六、四一九万円の前年度三億九、一〇一万円に比し七、三一八万円の増で一八・七％の伸びとなっている。また文化部の附属機関（東京及び京都の国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国語研究所、日本芸術院）の予算総額は、六億四、四四六万円で前年度五億五、二五七万円に比し九、一八八万円の増で一六・六％の伸びとなっており、各附属機関とも順調な伸び率を示している。

文化部及び附属機関の予算の増額の主なものをとりあげてみると、

- (1) 文化会館等地方文化施設の建設を促進するための地方文化施設整備費補助金の増額（五館↓八館）
- (2) 新人育成等のための芸術家在外研修員の増員（四人↓六人）

五年度は次のような予算措置を講じている。

- (1) 地方文化施設整備費補助

現在、人口一〇万以上の都市は、全国で一三八都市あるが、そのうち、中央の交響楽団あるいは、オペラ・バレエ等を受け入れるに足る大ホールを持っている都市は、八八都市で、なお五〇都市は、大規模な公演を受け入れる施設がない状態である。地方住民に中央のすぐれた芸術を機会均等に鑑賞させるために、少なくとも人口一〇万以上の都市には、文化会館の設置が望まれるわけで、国としても昭和四十三年度から人口一〇万以上の未設置都市に対して整備費補助金を交付して設置の促進を図っている。昭和四十五年度は八館（前年度五館）に増し、四、五〇〇万円増の一億二、〇〇〇万円を計上した。

- (2) 地方芸術文化活動費の補助

現在、地方の芸術文化に県が支出している経費は、四十三年度の調査によれば、五億一、四五七万円、これを一県平均にすると一、一一八万円になる。しかし、県ごとの支出総額の格差は、極めて著しく、最高は一億一、〇二九万円、最低は五三万円となっており、地方相互間の格差の是正もまた真剣に考えなければならないことである。

このため、昭和四十三年度から都道府県が主催して実施する美術・音楽・演劇・舞踊・文芸等の行事に対し、開催経費の三分の一以内を補助しているが、新年度も一県一〇〇万円の二〇県分を計上し、地方芸術文化の振興をはかることとしている。

- (3) 地方芸術文化振興会議の開催

中央、地方および地方相互間の連繫を密接にし、情報を交換し合うことは地方芸術文化の振興のため極めて大切なことである。昭和四十四年度はじめて全国を八地区に分けて地方芸術文化会議を開催したが、各地とも熱心な研究討議がなされ、地方文化の指向するものが話し合われた。この会議は、今後も開催地を変えて全国八地区で実施する予定であり、予算二七三万円を計上した。

#### (4) 青少年芸術劇場の開催等

次の時代を担う青少年の情懷を涵養し、その健全な育成をはかるため、青少年に優れた芸術を鑑賞させることの意義は大きい。このため昭和四十二年度から「青少年芸術劇場」と称して、新劇・オペラ・文楽・能狂言・交響楽の五種目を全国に入場無料で巡回公演をし、好評を博しているが、新年度も三、一六六万円を計上し、全国三十数か所を実施する。

このほか、毎年芸術祭の期間中、中央の主催公演のうちのオペラ・バレエ・演劇等数種目を選び地方公演を行なっているが、新年度も八八四万円を計上し、前年度同様実施する。

#### (5) 地方巡回美術展・現代美術選抜展等の開催

地方住民に名作鑑賞の機会を提供するための地方巡回美術展（通称、明治、大正、昭和三代名作展）は一四三万円、中央の各会派で入選したすぐれた美術作品を地方で展示する中央展、選抜展及び県美術展で選抜されたすぐれた作品を中央で展示する県展選抜展は、六七四万円を計上、その他地方美術館相互の運営を円滑にするための地方美術館作品目録の作成費は三三四万円を計上した。

#### 三 新人の開発育成等

議会経費等について五四八万円を計上した。なお、予算とは直接の関係はないが、文化庁の最も大きな課題の一つとして著作権制度の改正がある。現行著作権法は、明治三十二年に制定され、以来数回の部分改正を経て今日にいたっているが、基本的な体系は立法当時のままであり、国際的水準からみて立ち遅れたものになっている。このため昭和三十七年から全面改正のための検討を重ね、七年の歳月を要して成案を得、ようやく昭和四十四年第六十一国会に提案されたが、審議未了となったもので、できるだけ早い時期に成立することが、各界からも切望されている。

#### 六 国立美術館の整備

東京国立近代美術館は、ブリジストンタイヤ株式会社社長石橋正二郎氏の寄贈により、新館が千代田区北の丸公園内に建設され、昨年六月開館したが、新年度は、特別展として現代イギリス美術展を開催する経費三、二八二万円、作品購入費として二、〇〇〇万円を計上した。

京都国立近代美術館は、特別展として現代の日本とヨーロッパの陶芸展を開催する経費一、三八四万円が計上され、また作品購入費は東京の近代美術館と同額の二、〇〇〇万円に増額された。

国立西洋美術館は、特別展としてドイツ表現派展を開催する経費三、〇五〇万円、作品購入費六、〇〇〇万円を計上した。

東京国立近代美術館フィルムセンターは、前年度に引き続き、その運営等の充実をはかるため、映写技師等三人の定員増をはじめ、施設整備費四、〇五八万円を計上した。なお、フィルムセンターは、芸術映画・美術映画・文化映画を収集保存管理し、昭和四十五

昭和四十二年度にはじめて新進芸術家を国費で一年間、海外に派遣する芸術家在外研修員の制度が誕生したが、その発足以来、各年度の派遣人員は、美術・音楽・舞踊・演劇（映画を含む）の分野からそれぞれ一名の計四名という僅かな人数であった。この増員については、芸術各界から強く要望されていたが、今回二名の増員が認められ、新年度から六名の新進芸術家を海外に派遣できることになり、予算一、五八五万円を計上したが、この制度は、わが国の芸術家の向上のためにも、極めて意義のあるものであるから、今後も大いに伸ばしてゆかねばならない。

このほか、新人中堅の優れた芸術作品の買い上げ費は前年同額の一四一万円、芸術の各分野において年間最もすぐれた業績を挙げた芸術家を顕彰する芸術選奨の経費三一八万円とほぼ前年同額の予算を計上した。

#### 四 芸術文化関係団体の助成

わが国の芸術文化の振興は、民間の芸術文化団体の活動に負うところが大きい。これらの団体は、一般的に経済的基盤が弱く、十分な活動を行ない得ない実情にある。このため、創作活動、地方芸術振興、青少年等芸術普及、芸術国際交流等の分野において、その活動の促進を図るため、従来から芸術文化関係団体の助成に努めてきている。新年度は、前年度の一億六、五〇〇万円に比し三、〇〇〇万円増の一億九、五〇〇万円を計上した。

#### 五 著作権制度の改正

著作権関係の新年度の予算は、著作権制度の改正に伴う著作権紛争解決あっせん委員の設置、著作権講習会開催費や改正事務費、審

年四月から開館して一般に公開することになっている。

（文化庁文化普及課長 土生武則）

#### 文化財保護の推進

文化財保護の重要性が関係方面の理解と支援を得てか、昭和四十五年予算はかなりの伸びを見せた。もちろんこれをもって完全だとはいえないけれども、厳しい財政の枠内において、競い立つ数々の要求事項の中で、これだけの増額が得られたことはまずもって多しなればなるまい。昭和四十四年度予算が四億一、四〇〇万円、前年度三六億三、六〇〇万円に比して伸び率一三・六七％であったのに対して、昭和四十五年予算五二億二、九〇〇万円は前年度に比して実に二七・一％という倍の伸び率を示している。文化財保護法ができた昭和二十五年頃（予算三億二、五〇〇万円）に比べれば雲泥の差があるといえる。今年昭和四十五年は、文化財保護法施行二十周年にあたるわけであるが、この二十年間におけるわが国の文化財保護行政はまさに充実の一途をたどってきた。万人が目を見張るような飛躍的伸張というものはないにせよ、きめ細かな中に、その時々々の必要性に根ざした新規重点施策を巧みに取り入れつつ、着々と発展の軌道を進んできたものといえよう。

今年二十周年を記念する行事が企画実施されることとなっているが、われわれは改めてここに二十年という時の流れの重みというものを痛感させられるのである。その重みを作っている大きな要

素、それは開発である。思うにわが國の文化財保護行政は、明治の昔、文明開化の旗印の下におし進められた旧物破壊・廢仏棄釈の混亂の中からスタートしたものであるが、以来百年を経た今日、戦後二十年間かかって貯えられた超技術革新と高度成長経済の爆発的エネルギーによって支えられる開発という名の混亂に再びさらされているのである。今日の無計画な開発による文化財の破壊は、ある面では明治の初めの混亂を上廻るものといつてもよからう。

昭和四十五年度の文化財保護予算は、こうした開発に対処する防衛の意味をもつものと断定するにはいささかちゅうちよせざるをえないまでも、少なくともこれまでにはいかに開発と対決しようとする積極的意欲をもちこんだ画期的予算たらんとする味を見ているものと自画自讃したいところである。そこで、以下その主だった事項について概説して見よう。

### 一 史跡等の買上げおよび環境整備の促進

まず特筆すべき大巾の伸びを示したのがこの史跡等の買上げ整備費である。うち、史跡等の土地購入費が一〇億八、〇〇〇万円（前年度五億六、三〇〇万円）でほぼ倍近い増額である。前述の開発によりもつとも犠牲にされがちなものが土地そのものであるところの史跡や埋蔵文化財包蔵地であることは周知のところである。現在、史跡として指定されている物件が約八九〇件で、その総面積は約一、九〇〇ヘクタール（約三、六〇〇万坪）であるが、うち約三〇％の三、八〇〇ヘクタール（約一、一五〇万坪）が民有地となっている。ところが、各種開発事業の急速な進展に伴い、史跡指定地内の民有地の宅地化・工場用地化等の傾向が著しくなってきた。

### 二 平城宮跡の買上げ整備と飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

#### 特別史跡平城宮跡は、奈良市の発展と土地開発の進行によって昭和三十七年と四十三年の二度にわたって破壊の危機に直面した。三十七年の危機に対しては、いわゆる方八町百万平方メートル（約二五四、〇〇〇坪）の広大な地域の必要となる買上げ、国有にする」として、昭和三十八年より買いはじめ昭和四十三年で予定地の買上げを完了した（買上総面積七、一三、八〇〇平方メートル、買上総費一四億三、六〇〇万円）。ところが、昭和四十三年に國道二四号線バイパスが宮跡に東接して建設されることになり、その予定地を事前調査した結果、平城宮跡は従来の一キロメートル四方よりさらに東側に張出してあり、この地域が東院跡として確認されたので、バイパス路線の変更を行なつてこの東院跡（約二二万平方メートル、約七万坪）も指定地に加えて保存することとしたのである。いづれはこの東院跡全域を買上げる必要があるが、目下のところ、緊急に必要なバイパス予定地域（三六、七二〇平方メートル）を昭和四十四・四十五年の二か年で買収することとし、その予算を昭和四十四年度一億七、七九万円（六〇％買収用）、昭和四十五年九、三八二万円（のこり四〇％買収用）計上した。また国有化した宮跡は奈良国立文化財研究所で年次計画で発掘調査を実施しており（昭和四十三年度までに二〇七、七二七平方メートル）、昭和四十五年度は五八、〇〇〇平方メートル分の調査費七、四〇〇万円を計上した。なお、これまでの発掘により多数の建物・溝・井戸等の遺構を発見し、また木簡二五、〇〇〇点、瓦・土器類一、五〇〇、〇〇〇点を検出した。

め、これを公有化して保護を図る必要が非常に強まっているのである。文化庁の計画として大ざっぱに見積って民有地の約三二％にあたる一、二三〇ヘクタール（約三七二万坪）の公有化を目ざし、さしあたり緊急を要すると目される八四三ヘクタール（約一二二四万坪）を今後十年間で買上げる（補助金約三三〇億円が見込まれる）という目標を掲げているのであるが、このような長期計画を前提として昭和四十五年度の予算計上である。

次に史跡等の環境整備費として一億一、八五〇万円を計上した。これは、買上げずみの史跡等の芝張り、植栽、基礎整備等を行ない、史跡等をただ公有化して遊ばせておくのでなしに地域住民のじゅうぶんな利用に供せるように史跡公園のような形に整備を図ろうというもので、中には風土記の丘建設補助金（継続二、新規二計四か所分）も含まれている。（因みに、これまでに風土記の丘を建設して環境整備を図つた史跡等は、昭和四十一年度宮崎県西都原古墳群、昭和四十二年度埼玉県埼玉古墳群、昭和四十三年度と歌山県岩手橋古墳群、昭和四十四年度富山県立山中宮遺跡および滋賀県安土城跡である。）

次に埋蔵文化財の緊急調査であるが、これに七、八三〇万円（前年度より一、五〇〇万円増）を計上した。急速かつ大規模化した開発事業で一番おびやかされているのが埋蔵文化財包蔵地である。高速自動車道・鉄道新幹線の建設、大規模な宅地造成、農業構造改善事業の実施等予定される地域内にある埋蔵文化財包蔵地について遺跡の分布状況、規模、性格等を究明するための分布調査や、やむを得ず破壊されるものについての緊急発掘調査を実施しようとするも

が、これらの出土品を収納する収蔵庫・展示館を昭和四十四年に建設した。そこでこれからは、広大な宮跡を整備して、いわゆる遺跡博物館という形にととのえるのが史跡のもつともよい保存活用の方策と考へ、そのための予算を昭和四十五年度に八、七九〇万円計上したほか、とくに管理要員としての人員一名増を図つたのである。さて次に、奈良市の南、橿原市と明日香村に平城宮以上の重要宮跡である飛鳥・藤原宮跡が横たわっている。これは最近まで久しく水田下に眠っていたが、ここでも開発のツルハシが日本民族の心のふるさとであるこの宮跡の保存をおびやかし始めたのである。藤原宮跡については日本古文化研究所により昭和九年から、また飛鳥板蓋宮伝承地については奈良県教育委員会により昭和三十五年から、それぞれ発掘調査を実施してきているといえ、それは不十分なもので、遺構の発見はもちろん宮跡の全容を推知するためにも、今後かなり徹底した組織的発掘調査を必要とするといふので、昭和四十四年度から新規に奈良国立文化財研究所に発掘調査費を計上（一、〇二八万四千円）したが、昭和四十五年度は倍額以上に増額して二、四〇五万五千円計上したほか、とくに研究員二名の増員を図つた。（発掘調査計画——藤原宮跡約一万平方米メートル、飛鳥小治田宮跡・後岡本宮跡等三万平方米メートル）なお、飛鳥・藤原地区全体の保存については、既存の法的措置（文化財保護法や古都保存法）では必ずしも充分でなく、特別立法措置を講ずる等基本的方策の検討が迫られている実状であることを特記しておきたい。

### 三 国宝・重要文化財等の保存整備事業の促進強化

まず、保存修理事業についてである。指定建造物は要修理のものが

約一、〇〇〇件で、これを計画的に実施していくため、昭和四十五年度は新規・継続あわせて一般の修理約八〇件に日光二社一寺等の特殊工事を含めて計六億九、八八四万円（前年度六億一、九〇〇万円）を計上した。修理技術者の数が約百名で、これらの人件費と材料費の上騰を見込んだ約一五％の増率である。

次に美術工芸品は要修理物件が約二、二〇〇件あるが、このうち約七〇件を予定して、五、五〇〇万円（前年度五、〇八〇万円）を計上した。建造物同様約百人という限られた修理技術者の数内でのことで、いたずらな予算の増額を図るわけにもいかず、問題は何かして技術者の質量を高めることである。

このほか高山屋台等の民俗資料修理費五八四万円（前年度三三三万円）があるが、総じて保存修理費は七億六、二六〇万円（前年度六億六、七九〇万円）で約一三％の増率となっている。

次は、これら文化財に対する防災施設整備事業である。建造物については、前年度は消防法施行令の規定による自動火災報知機設置に重点をおいたが、昭和四十五年度は総合防災等約二七〇件を予定し、また新たに民家買上補助を計上し、総額三億五、〇〇〇万円（前年度三億八、八五〇万円）に比して減額は政令防災の重点を外したためである。次に美術工芸品の防災として五、七三〇万円（前年度五、〇一〇万円）、また記念物関係防災としては、一般防災、天然記念物保護増殖あわせて四、一〇〇万円を計上している。

次は収蔵庫建設である。これには、美術工芸品収蔵庫（六、四四七万二千元）、埋蔵文化財収蔵庫（八七九万九千元）、民俗資料保存施設（八二五万五千元）があるが、このほか新規に地方歴史民俗資

料館建設補助（二、〇〇〇万円）を計上したことは特筆すべきである。

防災事業の枠内に入るものには以上のほか緊急調査があるが、これは天然記念物関係（三二四万円）と民俗資料関係（八八七万九千元）の計一、二〇〇万円を計上している。

#### 四 無形文化財保護の強化

まず、重要無形文化財保持者に対する特別助成金を増額して計上したことは特筆すべきであろう。すなわち、主として芸能関係者に対する二五万円を三五万円に、工芸関係者に対する四〇万円を五〇万円にそれぞれアップし、合計六五人分、計二、六五〇万円を計上した。

次に、新規事業として選択民俗芸能現地公開を取上げ、わずかであるが六〇〇万円の補助金を計上したことも注目すべきであろう。各地にある民俗芸能は、国民の生活の中で伝承されてきた一種の音楽・舞踊・演劇等であり、わが国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なものであり、また地方文化を形成する意義深いものでもある。これらは、近時の社会情勢の変動のため、多くが変貌・衰滅の危機に瀕しているため、全国各地にある約二万件の中から二一三〇〇件程度のものを選択して、その現地における公開の経費を補助してできるだけ本来の姿のままの存続を図ろうというもので、昭和四十五年度はまず手始めとして三〇件を選んで補助することとしたものである。

#### 五 国立博物館等の整備

昭和四十五年度は、国立博物館等の整備にいちだんと力を注ぐ

か。こうとなるのである。東京国立博物館に東洋館が完成した後を受けて、二番手として奈良国立博物館新館造築にいよいよ乗り出すこととなり、新館費の一部二億円を計上した。恐らく二年連続で大体七億円程度の経費で約四、五〇〇平方メートル（約一、三七〇坪）の新館がお目見えすることとなるであろう。

次にすでに新館造築を終った京都国立博物館にあっては、旧陳列館に空調設備を施すこととなり、初年度分八、一〇〇万円を計上したことも博物館の整備充実上大きな前進を示したものと注目されよう。

このほか、陳列品購入費の増額や、新規事業としての陳列品防犯設備の整備（ITVやレーダーアイの設置を図る）、また特別展の開催経費（東博・東洋陶磁名品展、京博・京の美術展、奈博・仏教美術名品展）等が挙げられる。

最後に国立歴史民俗博物館調査のことに触れておく。過去三か年間に、毎年百余万円を計上して調査を進めてきたが、いよいよ本格的にその基本構想を固めようというわけで、一挙に三倍の四五六万五千円の調査費を増額計上した。これでいよいよ画期的な国立歴史民俗博物館設立のことが実現に向って巨歩をふみ出すこととなるであろう。これは正に特筆すべきことといわなければならない。

#### 六 その他の事項

紙面がなかったので詳しくは述べられないが、以上の主要事項のほか幾つかを挙げておく。まず民俗資料地図作成費一二五万六千円を新規計上した。また、文化財愛護モデル地区が四六全都道府県に設置できるようその設定費の増額を図り、文化財保護法施行二十周年

記念の事業の一つとしての記念出版経費も少額ながら新規計上した。

また、美術工芸品の買上費は一挙に四、〇〇〇万円増の一億八、三〇〇万円を計上した。しかしこれも極論すれば焼石に水で、先の史跡等の買上げと同様、さらに増額が要請される問題なのである。また、国有文化財である建造物の保存修理費として三、二〇〇万円（前年約一、八〇〇万円）を増額計上したことも注目されてよからう。これは継続工事である熊本旧五高校舎のほか、新規に東京岩崎邸、江戸城の清水門・田安門等を予定するものである。

このほか、国立劇場の補助を増額して五億五、四〇〇万円（前年度四億六、九〇〇万円）計上した等、きめ細く各事項について配慮がなされて、文化財保護経費はいちだんと充実の一步をふみ出したわけで、これにより、新年度は二十周年にふさわしい保護事業の着実な伸張を期待したい。

（文化財保護部管理課長 金田智成）

### 国際文化交流の推進

#### 一 日米間における教育・文化の交流

昨年七月、ハワイにおいて第一回の日米文化教育常設合同委員会が開催された。この会議は、第四回の日米文化教育会議の所産として、日米間の文化教育交流の実績評価と推進方策を検討し、あわせて隔年開催される文化教育会議の準備を目的として設置されたものである。討議の結果、第五回の文化教育会議を本年三月十八日より

二十三日までに開催すること、および協議すべき議題を決定したのであるが、過去四回にわたって開催された「日米文化教育会議の報告の実施状況を中心とし、日米間の教育・文化交流の状況について包括的なレビュー」を行なうことを、その主要な議題として決定したことが注目される。一九六〇年代の特に後半における日本の著しい経済成長と、ドル防衛にせまられていく米国の国内事情を背景として、日米間の教育文化の交流についても、米国代表の間に、従前のこれら諸活動に対する両国の寄与の不均衡について、ある種のいらだたしさを感ぜさせるものがあった。米国側のこのような感情をそんしないまでも、日本側代表の大方の意向は、新しい日米文化教育の交流について応分の寄与を前向きに進めて行くべきであるという点において一致しており、今後、この課題に対して如何に具体化を図り推進して行くかがさし迫った問題となって来ている。

昭和四十五年度の事業としては、アメリカン・フィールド・サーヴィスによる高等学校生徒約一二〇名の一年間の留学を引きつづき援助するほか、英語教育を対象とした、ハワイのイースト・ウエスト・センターへの留学を、都道府県教育委員会の英語担当指導主事一〇名を対象とし、期間を十か月から六か月に短縮した計画に変更し、その往復旅費を負担することとしている（一、四一〇万七千円）。

## 二 文化協定締結国等との交流

この事項における各種事業計画は、前年と変っていない。すなわち、わが国と文化協定を締結している二一か国のうち、英、仏、独、伊等の諸国から、各分野の指導的地位にある学者を招致する学者招

致計画は、昭和三十八年度以降三四名の実績となっており、明年度においても最低五名を招致する予定である。また、日ソ間の個別協定に基づき昭和四十年以降実施している学者研究者派遣計画も、明年度において短期五名、長期二名のソ連派遣を予定している。さらに、フランス政府と協力して実施しているわが国のフランス語教員五〇名の夏期講習会の実施、および二〇名のフランス留学を援助する大学教官のフランス派遣計画、ならびに、ドイツ政府と協力して実施している一〇名のドイツ語、ドイツ文学担当の大学教官のドイツ派遣計画についても前年度に引きつづき実施する予定である（一、八六七万二千元）。

## 三 日本古美術の海外巡回展

政府主催で行なうこの種の展覧会は、過去に米州で三回、欧州で二回（本年度はスイス、西独を巡回）開催されている。明年度は、米國ポストン美術館より、同館創立百年記念行事として「禅林美術展」開催の強い要望もあり、絵画、書跡、彫刻計約六〇件よりなる禅宗関係の古美術展を、四十五年秋に開催する予定である（六五八万七千元）。

## 四 海外勤務者子女教育の推進

わが国の著しい対外経済活動の伸展に伴ない、在外勤務者も急増し、これらの子女教育の問題は放置できない問題となっている。むしろ、今後のわが国の経済活動がより一層急速な進展が予想される現在、子女の教育対策の積極的な検討が緊急事となってきている。昭和四十五年度においては、在外の日本人学校は本年度より三校増加し合計二四校に達し、これにともない日本からの派遣教員も八三

## 各から一

〇三名に増加する予定である。新たな施策としては、帰国子女のための特設学級を、神戸大学教育学部附属住吉中学校に設置（大学事務局所管）する予定のほか、在外日本人学級に対して、NHKのTV学校放送番組（小学校社会科）をテープに作成し授業効果の向上を図ることとしている。以上のほか、引きつづき教科書の無償配布、教材等の整備、研究指定校の設置、研究集会の開催等を無償推進する予定である。特に前段に述べた総合的な対策の検討のため、財界関係者、学校関係者、学識経験者等から構成される「対策連絡会」を改組する予定である（九二七万二千元）。

## 五 A・A諸国への教育協力

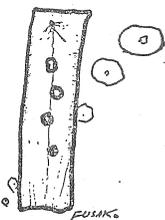
開発途上国に対する援助の形態として、教育協力の占める地位は、その重要性に比して、著しく不当な地位に置かれているといえよう。わが国の国際経済社会における地位の向上が、すでに特に開発途上国の間で、経済侵略、イエロー・ヤンキーといったぐいいう必要がある。昭和四十五年度においては、本年度に引きつづき、A・A諸国からその国の教育政策立案の衝にある教育行政官を五名招致し、日本の教育の現状を約一か月にわたり実地に視察調査する機会を提供する予定である。さらに、中等学校段階の理科教育、または農業教育と担当する教員の現職教育に協力するために、昨年（一）引きつづき理科教育の専門家（四か国に対し五名）、農業教育専門家（二か国、一名）を器材携行のうえ派遣することとしているが、特に理科教育については、各国の受入れ状況の相違にかんがみ、特に国に対しては二人をグループとして派遣する予定である（二、一九八

## 〇万七千元）。

## 六 教育文化アタッシェの設置

留学生の招致、教育援助等の教育文化交流活動の推進および教育文化関係国際機関（ユネスコ、東南アジア教育事務所、東南アジア文部大臣会議事務局その他）との連絡業務のほか、在外日本人学校中最大の規模（幼、小、中学生四五〇名）を有するタイ日本人学校中指導監督に当たらせるため、明年度から在バンコック日本大使館に教育文化アタッシェを設置することとなった。バンコックにアタッシェを設置することは多年の懸案であったが、明年度以降、東南アジアの中心地にアタッシェが設置されたことにより、わが国のこの方面における教育文化交流が一段と推進充実されることを期待したい。

（前国際文化課長 篠沢公平）



日本万国博覧会とその教育的意義	吉田 光邦
〔現地紹介〕	
よりゆたかな生命の充実を	飯田 英俊
みよりの多い自然の利用を	中野 克己
より好ましい生活の設計を	東 清和
より深い相互の理解を	川野辺 敏
万博美術館のみかた	岡田 護
修学旅行で万博を見て	岡本 準光
〔随想〕 万国博あれこれ	吉沢正七郎
〔教育研究所紹介⑩〕 富山県教育研究所	
〔連載第28回〕	
人物を中心とした鳥取県教育郷土史	篠村 昭二

◇昭和四十五年予算は、四月十七日の参院本会議で可決され、成立しました。

◇本号では「昭和四十五年文藝行政の展望」を特集しました。まず、昭和四十五年の文藝行政の展望を官房長からその特色と重点について述べていただき、次いで初等中等教育の充実のうち、父兄負担の軽減をはじめとして各局課の主要施策について、それぞれ担当の方々に解説していただきました。

◇昭和四十五年の文部省所管の予算要求額の純計は八九七二億六六〇〇万円であり、前年度に比べて一三・七％の伸び率となっております。その内容も教育・学術・文化の各分野にわたって従来の施策を拡充するとともに、これまでの私学助成をさらに強化をはかり人件費の新規補助、私学振興財団の設置をはじめとして、昭和四十五年における文教施策の進展が大いに期待されます。

なお、文部省所管昭和四十五年予算額重要事項別表を掲載しました。

MEJ 5113 月刊 『文部時報』 4月号 第1113号

著作権者

# 文 部 省

昭和45年4月5日 印刷  
昭和45年4月10日 発行

発行所 株式会社 帝国地方行政学会  
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)  
電話 東京(268)2141 (代表)  
振替口座 東京161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定 価 80円  
年間購読料 960円

\* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
\* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店にお願いします。